

## 連載資料 「新興工業国における雇用と社会保障政策」 第4回 アルゼンチン

著者	宇佐見 耕一
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	アジア経済
巻	48
号	2
ページ	44-60
発行年	2007-02
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00007385">http://hdl.handle.net/2344/00007385</a>

# 連載資料「新興工業国における雇用と社会保障政策」

## 第4回 アルゼンチン

う さ み こう いち  
宇佐見 耕一

アジア経済研究所では2005年度「新興工業国における雇用と社会政策」という研究会を組織した。同研究会では、新興工業国における1980年以降の雇用状況および雇用関係の変容の実態と、同時期に行われた社会保障改革およびその議論の実態を明らかにし、両者の関係がどのようなもので、どのような調整がなされたかを分析し、またそうした調整の要因を解明することを最終的な目的としている。本連載は、このような研究会の目的を達成するために、分析対象国の雇用および社会保障に関連した諸事項を資料として提示するものである。分析対象国は、トルコ、南アフリカ、中国、韓国、台湾およびアルゼンチンである。本連載で資料として掲載する項目は、統計事情、雇用と労働市場の状況、労働組合と企業家団体の状況、コーポラティズム的枠組みが存在する場合におけるその構成と機能、雇用・労働関係の法的枠組み、雇用改革と社会保障制度の関係、雇用と社会保障改革に関する先行研究を取り上げた。

雇用・労働統計の状況  
労働組合・企業家団体・コーポラティズム  
雇用・労働関係の法的枠組み  
雇用改革と社会保障  
雇用と社会保障改革に関する先行研究

帯である〔INDEC 2003, 3〕。下記に述べる労働省の調査対象が10人以上の事業所であるため、この定点世帯調査が就労状況全体を示す事実上唯一の調査であり、全国規模で継続的に行われている調査のため多くの研究者により利用されている。

### 雇用・労働統計の状況

#### 1. 雇用・労働市場に関する統計について

失業率や労働力化率など雇用・労働に関する統計は、国家統計院の行っている定点世帯調査に基づいて作成されている。定点世帯調査は全国31都市で毎年5月と10月に行われる調査で、世帯ごとに人口、性別、年齢から、就業状況等に関するサンプル調査が行われ、サンプル数は2003年の大ブエノスアイレス圏の場合、2300世

この調査の問題点としては以下の3点が指摘されている。第1に定点世帯調査前に公共事業が集中して行われるなど、就業率の水増しが行われているとの指摘もあるが、これは調査自体の問題であるとは言い難い。第2に世帯調査であるため、回答者が労働者本人でない場合があり、正確な雇用状況の把握に問題があるという指摘である。実際、労働組合組織化率に関する定点世帯調査を使用した統計と、労働省の行っ

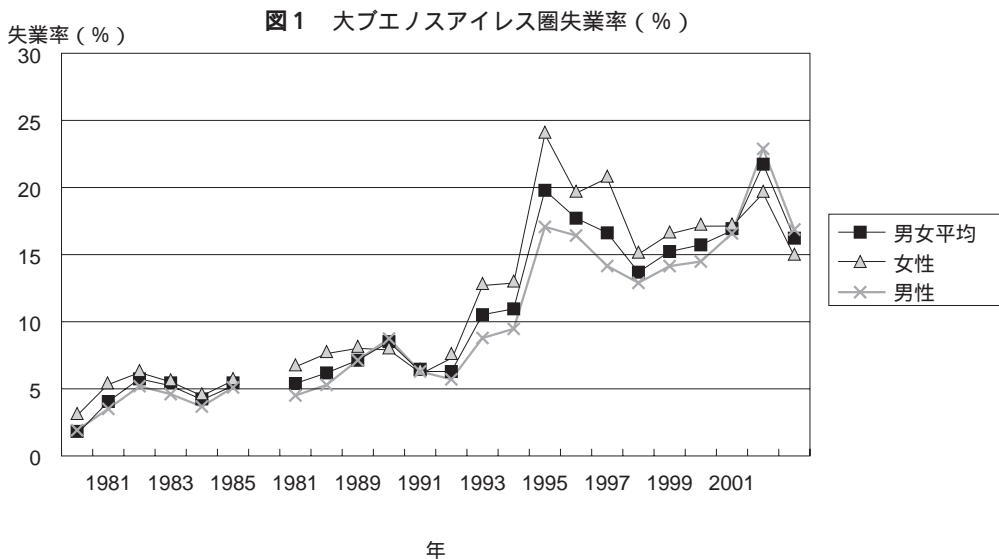
た調査では数値に大幅な相違がある。第3に2003年に統計算出基準を改正したため、2003年を境として統計の継続性が断たれている点である。アルゼンチン統計院の雇用・労働統計で特徴的なのは、労働力化率や就労率の分母を生産年齢人口ではなく、全人口としている点であろう（労働力化率＝経済活動人口／全人口）。そのため、生産年齢人口を分母とした場合と比べて労働力化率や就労率は低めに算出されている。

統計院の調査とは別に、労働社会保障省が毎月行っている労働指数アンケート調査がある。調査対象は統合年金制度に登録された従業員10人以上の企業であり、調査地区とサンプル数は以下のとおりである。大ブエノスアイレス圏800サンプル、大コルドバ圏200サンプル、大口サリオ圏200サンプル、大メンドーサ圏200サンプル。調査項目は、雇用、企業の雇用見通し、雇用契約、就業職種、労働時間、賃金、労働争議に関するものである〔労働社会保障省ウェブサ

イト〕労働指数アンケート調査は、雇用状況や雇用契約に関して正確な情報を得られる反面、次のような欠点をもつ。すなわち調査対象が統合年金制度に登録された正規労働者のみであるため、失業や闇労働契約を把握することは困難であり、雇用の全体状況を把握できない。また、調査地点も4大都市に限定され、全国的規模の状況を把握できない点である。なお、統計院の定点世帯調査および労働社会保障省の労働指数アンケート調査は、両者ともインターネットにより閲覧することができる〔統計院ウェブサイト；労働社会保障省ウェブサイト〕

## 2. 雇用・労働市場の状況

アルゼンチンの雇用状況は、1990年代をとおして失業率15パーセント以上という状態がほぼ続き、大量失業の常態化がみられた。失業率は2001～2002年の経済金融危機により一段と上昇し、2002年には大ブエノスアイレス圏で22パーセントに達するまでになった（図1参照）。そ

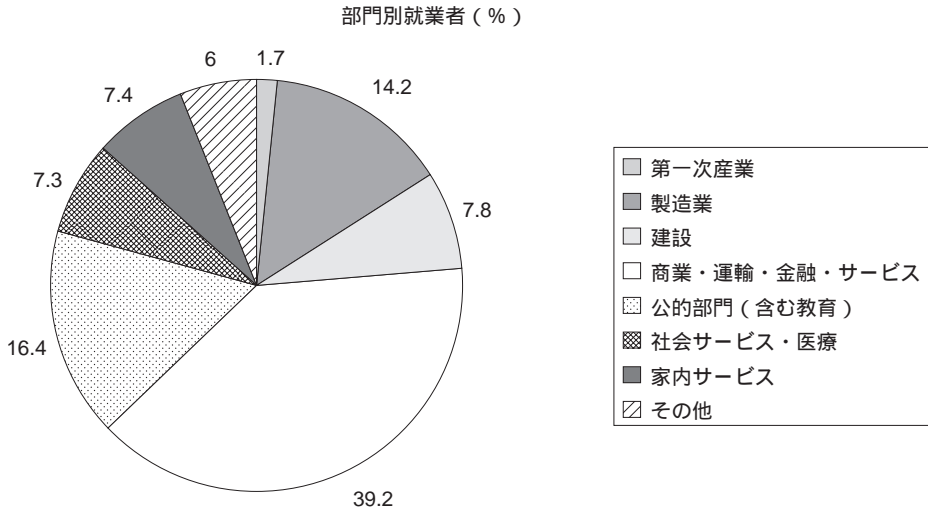


（出所）INDEC（2003，12）。

（注）失業率の定義：調査時点の経済活動人口に対する活発に求職中の失業者の比率。



図3 都市部における部門別就業者の比率 2004年第4四半期



(出所) 統計院ウェブサイト。

(注) 28都市の集計。

た [ Barbeito 1995, 244 ] との指摘もある。

次に都市部における部門別就業構造をみると、脱工業化とサービス産業化がみてとれる。図3は2004年第3四半期の都市部における部門別就業者の比率を示したものである。それによると製造業は全就業者の14.2パーセントを占めているが、商業・運輸・金融・サービス部門は39.2パーセント、公的部門での就業が16.4パーセント、社会サービス医療が7.3パーセントと就業人口構造において脱工業化・サービス産業化した状況にあることがわかる。

### 3. 不完全就労・インフォーマルセクター

不完全就労やインフォーマルセクターでの就労は、統計上就労者となって表れる。アルゼンチン統計院 (INDEC) による不完全就労の定義は、意図しないのに週35時間以下の就労しかできず、さらにより長時間働く意欲をもっている就労者となっている。2005年9月において28大都市平均では、労働力化率46.2パーセント、就

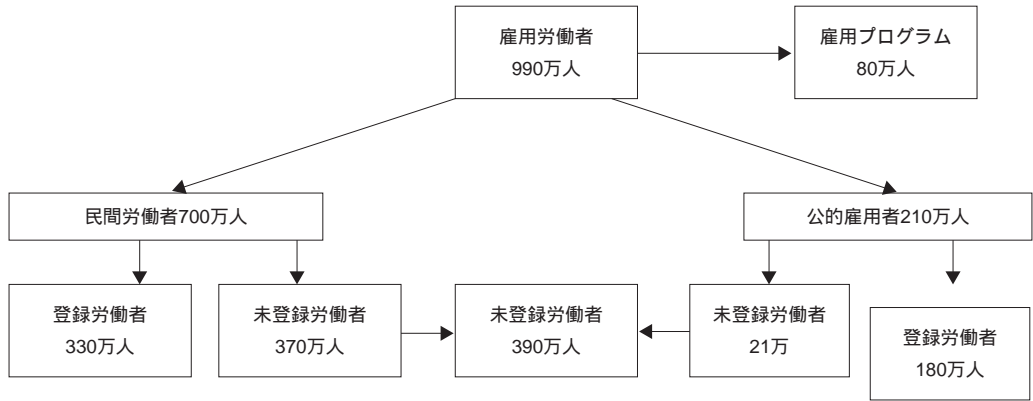
労率41.1パーセント、失業率11.1パーセント、不完全就労率13.0パーセントとなり、不完全就業率が失業率を上回っている [ INDEC 2005 ]。

インフォーマルセクターの定義は多岐にわたっているが、学界の大勢として就労の非合法性と不安定性がその主要な特色として注目されている [ 幡谷 1993, 109 ]。ペルルバーチェとゴンザレスは、近年のインフォーマルセクターに関する先行研究動向を踏まえながら、インフォーマルセクターを次のように定義している [ Perlbach and Gonzalez 2005, 5 ]。労働法によるいかなる保護も受けない雇用労働者、非専門自営業者、賃金の支払いを受けない家族労働者、従業員5人以下の事業所における非専門雇用労働者、家事サービス労働者。このうち少なくともひとつに該当すると、インフォーマルセクターでの就労とみなすことになる。

2004年に行われた定点世帯調査を基にした労働社会保障省の分析によると [ Ministerio de

図4 アルゼンチンにおける雇用労働者におけるインフォーマルセクター就労状況

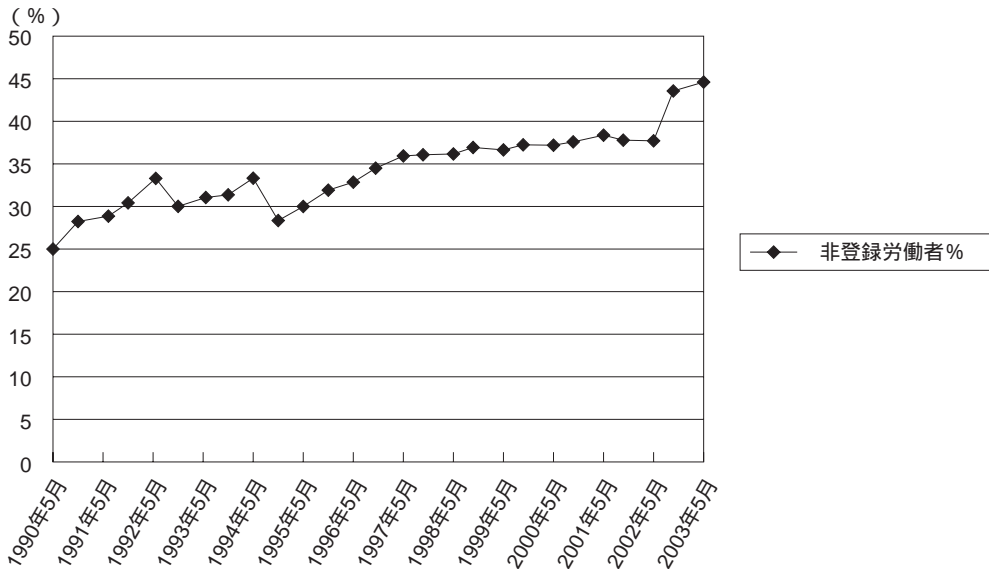
2004年第3四半期



Trabajo 2004, 73-73], 同年第3四半期の経済活動人口は1540万人、就労人口は1340万人、そのうち雇用労働者が990万人で自営業等非雇用労働者350万人となる。この990万人の雇用労働者のなかの390万人が非登録労働者となる。390万人の非登録雇用労働者のなかの370万人が民間部門で、残り20万人が公的セクターでの雇用とな

っている [Ministerio de Trabajo 2004, 73-73]注1)。彼らは、正規の労働契約をなしている者が必ず加入しているはずの社会保険にカバーされないという意味で、アルゼンチンの雇用労働者におけるインフォーマルセクターに属するといえる。その結果、民間部門の雇用労働者700万人の52.9パーセントがインフォーマル部門に属する

図5 主要31都市の非登録労働者の比率



(出所) 労働社会保障省ウェブサイト [労働統計]

(注) 全賃労働者に対する年金保険料未払い労働者の比率。

ことになる。民間部門の非登録雇用労働者の内訳は、(1) 87万5000人が家事サービス業、(2) 180万人が従業員5人以下の零細事業所の従業員、(3) 100万人が従業員6人以上の事業所の従業員となっている。

また、図5は主要都市の全雇用労働者のなかで年金保険料未払い労働者の比率であり、実質的に社会保険にカバーされない労働者という意味で雇用労働者のなかのインフォーマルセクター比率を表す統計のひとつとみてよいであろう。その比率は1990年5月に25.2パーセントであったものが2003年5月には44.8パーセントにまで上昇し、1990年代から2003年にかけてインフォーマルセクターが拡大傾向にあることがわかる。このような膨大なインフォーマルセクターの存在は、社会保険を中心に発達してきたアルゼンチンの社会保障モデルの限界を示すものであり、彼らの生活保障をいかなる手段で行うかが社会保障制度全体にとって問題となっている。

## 労働組合・企業家団体・コーポラティズム

### 1. 労働組合

労働組合の頂上団体として1930年に発足した労働総同盟 (Confederación General del Trabajo: CGT) がある。労働総同盟は、1946年ペロン政権発足以来ペロン党と関係を強め、1992年にアルゼンチン労働者センター (Central de los Trabajadores Argentinos: CTA) が設立されるまで事実上アルゼンチンにおける唯一のナショナルセンターであった。また労働総同盟は、労働・社会保障省に労働組合法人格を認証された唯一のナショナルセンターである。労働総同盟は産業別労働組合の連合体であり、アルゼンチン労

働者センター設立まではほとんどの産業別労働組合を傘下におさめていた。

中央組織としては総会と中央委員会があり、それぞれ加盟組合員数に応じて総会代議員と中央委員会委員が割り振られる [Beliz 1988]。そこでは金属総連などゴルド (gordo, 太った人) と呼ばれる巨大組合が影響力をもっている。また、労働総同盟加盟組合のなかにペロニスタ62組合 (Confederación de la 62 Organizaciones Justicialistas) という法人格をもった組織があり、ペロン党支持基盤の中核を構成している [ペロニスタ62組合ウェブサイト]。

1989年大統領選挙において労働総同盟は、ペロン党候補としてメネム候補支持組合とアントニオ・カフィエロ支持組合に分裂し、それがメネム政権発足以降も親メネム政権派の労働総同盟 San Martin 派と政権に批判的な労働総同盟 Azoparto 派として分裂状態が続いていた。しかし、1992年には親政権派主導の下に統一を回復し、これによりの交渉力は高まり、メネム政権もそれまでのネオ・リベラル改革の一面的推進から、労働改革や医療保険改革などで労働組合の立場を尊重するように立場を変化させたとされる。

ところが2000年デ・ラ・ルーア政権期に労働改革をめぐり、再び労働総同盟内部で対立が表面化し、政府に批判的な反主流派労働総同盟と政府に協調的な主流派労働総同盟に分裂する。その後2005年キルチネル・ペロン党政権期に反主流派のモヤーノ書記長が両労働総同盟の統一書記長となり、再び労働総同盟は統一されるというように、経済・社会政策をめぐり分裂と再統合を繰り返してきた。

労働総同盟の他に労働組合の頂上団体として

は1992年に労働総同盟から分裂したアルゼンチン労働者センター(CTA)がある。同センターは教員組合(CTERA)と国家公務員組合(ATE)を中核に結成されたが、産業別労働組合を仲介しなくても労働者は同センターに直接加入できることを特色としている。さらに同センターの特色としては、失業者の運動やその他の社会運動と連携を保っている点もある。アルゼンチンでは2001～2002年経済・金融危機を契機とした失業と貧困の増大を前に、道路を封鎖して社会扶助を求めるピケテロという社会運動が活発化した。アルゼンチン労働者センターは、そのピケテロの一部グループと強い結びつきを保っている。しかし同センターは、メナム政権期の1997年に労働組合として登録を行ったが、労働組合法人格を得られないでいる。とはいえ、同センターは正式また非公式の政・労・資協議のメンバーになっており、事実上コーポラティズム的協議には参加して一定の発言力をもっている。

マーシャルとグロイスマンの定点世帯調査を基にした研究によると労働組合の組織化率は、大ブエノスアイレス圏において1990年が全雇用労働者(家内サービス労働者を除く)に対して49パーセント、労働登録を行っている雇用労働者に対して65パーセントとあったものが、2001年では各々42パーセント、63パーセントと大きな変化はみられていない[Marshall and Groisman 2005, 12]。他方労働社会保障省の企業アンケートを基にした1998年の調査によると、大ブエノスアイレス圏における対雇用労働者の労働組合組織化率は34.9パーセントと低水準に留まっている[Trajtemberg et al. 2005]。両者の相違に関しては、第 節で述べた統計測定手法の相違

により出た差異で、定点世帯調査は雇用者本人以外が応える可能性があるため、組織化率が高めになると労働省は指摘している(注2)。とはいえ、日本の水準(約18パーセント)からみるとアルゼンチンの組織化率は、いまだ高水準にあるといえる。

## 2. 企業家団体

アルゼンチンにおいて産業界を代表する団体としては、メナム政権期にはグループ8と呼ばれる以下の団体があった。(1)アルゼンチン銀行協会(Asociación de Bancos de la Argentina: ADEBA),(2)アルゼンチン(外国)銀行協会(Asociación de Bancos de la República Argentina: ABRA),(3)ブエノスアイレス証券取引所(Bolsa de Comercio de Buenos Aires),(4)アルゼンチン商工会議所(Cámara Argentina de Comercio),(5)アルゼンチン農牧協会(Sociedad Rural Argentina),(6)アルゼンチン工業連盟(UIA: Unión Industrial Argentina),(7)アルゼンチン建設会議(Cámara Argentina de la Construcción),(8)アルゼンチン建設協会(Unión Argentina de la Construcción)。このうち現在アルゼンチン建設協会の活動はみとめられず、グループ8はグループ7と呼ばれている。

1887年に設立された製造業者の代表という性格をもつアルゼンチン工業連盟は、アルゼンチン農牧協会やアルゼンチン銀行協会とともに産業界を代表する有力な頂上団体といえる。この三者のなかでも、特にアルゼンチン工業連盟が公式、非公式の政・労・資協議で産業界の意見を代表することが多くみられる。アルゼンチン工業連盟は、法人格をもつ産業別団体また地域別の経済会を基礎単位とする。2005年12月時点で71産業別団体と21地域経済団体および69社の



賛助企業が会員となっている。組織的には、まず総会および、企業数を反映した250名の地域・産業別代表から構成される常任評議会 (Consejo General) がある。総会は年次活動報告と会計の承認を主目的としており、常任評議会は執行部選出の母体であり、アルゼンチン工業連盟の政策決定機関である。同評議会が69名の執行評議会 (Junta Directiva) メンバーを選出し、さらに実質的執行機関であり会長、6名の副会長などから構成される執行委員会 (Comité Ejecutiva) メンバーを選出する [アルゼンチン工業連盟ウェブサイト]。労働総同盟とは異なりアルゼンチン工業連盟は、アルゼンチンの有力政党であるペロン党や急進党への公式な支持 協力関係はみられない。

### 3. コーポラティズム

アルゼンチンでは、国家を交えた議会外における労資による交渉が主要な政策を決定する上で重要となる場面が観察される。特に労働・社会政策部門ではほとんどの場合、事前の政・労・資による協議が行われている。それは審議会という公式な場で行われる場合は少なく、大統領官邸、経済省や労働社会保障省等における非公式協議である場合が多い。また、アルゼンチンにおけるコーポラティズムは、政治経済的環境変化に従い以下のように変容していったと考えられる。

ペロン政権期の国家と労働総同盟およびアルゼンチン工業連盟との関係は、国家が上から諸団体を統制する国家コーポラティズムの性格が強いものであったことが以下の事実から判断される。まずペロン自身が労使双方に同一産業ではひとつの組織を作ることを求め、労働・社会保障政策に関して各部門代表からなる審議会的

組織を設立し、そこから政策を政府に答申させることを計画していた。その上で、労働法や労働条件は最終的には国家が決定すると述べている [Perón 1944, 20-24]。このように政・労・資協議のなかで、国家が最終的政策決定者との位置づけをもっている。またペロン政権は、労働総同盟やアルゼンチン工業連盟に介入し、労働総同盟にはペロン派の執行部を成立させ、アルゼンチン工業連盟は最終的に解散させて、ペロン派の別組織である経済総同盟 (Confederación General de Economía) を設立した。

ペロン政権崩壊後、軍政期には労働組合に対する弾圧が強化されたが、長期的にみると労働組合の自律性は高まっていった。1983年民政復帰後に成立したアルフォンシン急進党政権下では、労働総同盟は同政権の経済・社会政策に反対し13回ゼネストを繰り返す一方、経済安定化のために政・労・資による社会協約 (Concertación Social または Pacto Social) を締結して、経済・社会政策の運営を三者協議により進めようとした。一例を挙げると、1984年6月27日にアルフォンシン大統領と労働総同盟指導部は会合を持ち、労働総同盟側と社会・経済問題に関して社会協約の方式で解決をはかることで合意に達した [La Nación 1984年6月28日]。同年7月4日にはアルゼンチン工業連盟会長ファヴェレッチはアルフォンシン大統領と会談し、先の政労合意に関して肯定的判断を下し [El bimestre 1984年6・7月号, 20]、政・労・資の協議で社会・経済問題解決をはかるということで合意がなされた。協議では賃金・物価の水準が争点となったが、有効な合意を達成するには至らず三者協議は失敗したといってよい。この三者協議により経済・社会政策を運営していこうとする

試みは、一面においてヨーロッパのネオ・コーポラティズム的側面がみとめられる〔松下1997, 66〕。しかし、アルゼンチンの場合、労働側当事者である労働総同盟は当時野党であったペロン党との間に支持関係があり、労働組合と政権党との間に支持関係がなかったという点で、「ねじれた社会コーポラティズム」の試みであったといえることができる。

1990年代のメネム・ペロン党政権期になると、自由化・規制緩和の動きのなかで労働組合も生産の向上に關与する必要性を迫られてきた。1990年8月になると社会政策改革の核心であった雇用法の可決に向けて、政府代表のトリアカ労働相、経済界を代表するグループ8、およびメネム政権支持労働総同盟サン・マルティン派は、合意に達すべく協議を行っていた〔La Nación 1990年8月9日〕。1994年に労働総同盟、経済8団体および政府の間で調印された「雇用・生産性・社会的公正に関するマクロ合意」という社会協約には、「生産性の向上、投資、コスト削減を基礎とする競争力は、開発や所得・雇用・社会保障政策と相容れないものでないということに関する広汎な合意が存在する」〔Ministerio de Trabajo 1994〕と明記されている。このような政・労・資合意は、ローズがいうところのネオ・リベラル政策採用に伴う競争が激化した時期の競争的コーポラティズムの特徴を有していると考えられる〔Rhodes 2001〕。

## 雇用・労働関係の法的枠組み

### 1. 労働法の整備

労働者保護に関する法律は、1946年のペロン政権成立以前から制定されてきた。おもなもの

を挙げると、1915年制定の法律9688号労働災害補償法や、24年制定の女性と16歳以下の子どもの危険・不健康職ならびに夜間労働を禁止した法律、29年制定の1日8時間労働を規定した法律11544号、がある〔Krotoschin and Ratti 1986〕。しかし、1943年から45年までペロンが労働・社会保障庁長官に在職していた軍事政権期間に労働法令の制定は急増し、同時期に職域別に賃金や労働条件を定めた非常に多くの政令が公布された。その後ペロン政権が成立した翌年の1947年に、それらの労働・社会保障に関する政令123本は、法律12921号として法律化された〔Editorial La Ley 1953, 143-169〕。

それらの法律は、イサベル・ペロン政権期の1974年に労働契約法（法律20744号）として雇用関係全般を規定する法律にまとめられた。ここでは全日・無期限の雇用契約が原則であり、解雇補償（正当な理由のない解雇では勤続1年につき最高の賃金の1カ月分を補償金として支払い、最低補償額は勤続期間にかかわらず3カ月分の賃金となっている）、長期有給休暇（勤続年に従い5年以下では連続14日から20年以上の連続35日まで）、ボーナスの支給など安定的雇用を維持させる規定を含み、また労働条件に関してもきわめて進んだ制度を導入している。こうした労働法の整備は、輸入代替工業化の進行と国家の肥大化と並行して行われていたことに注目すべきである。

ペロン政権期の1947年には「労働者権利宣言」が公布され、それは49年ペロン憲法に取り入れられている。「労働者権利宣言」は1947年2月24日に開催されたペロンの大統領選出1周年記念の式典において、ペロン大統領から労働総同盟書記長エルナンデスに手渡されたもので

ある [ Rotondaro 1971, 201 ]。この「労働者権利宣言」は、「労働から派生する権利は、個人の自由と同様に、剝奪不可能かつ不可侵な自然の属性からなる人格の一部である」[ Perón 1947 ] とし、社会権を労働者固有の権利と認定したところに特徴がある。その内容は以下の10カ条である。(1) 労働の権利,(2) 公正な分配の権利,(3) 能力開発の権利,(4) 適切な労働条件の権利,(5) 健康保全の権利,(6) 福祉の権利,(7) 社会保障の権利,(8) 家族擁護の権利,(9) 経済的向上の権利,(10) 労働組合活動の権利。ペロン政権崩壊後、ペロン憲法は廃止され1853年憲法が復活したが、「労働者権利宣言」の主旨は復活した旧憲法に付け加えられた。こうした労働法制の枠組みは、軍政期に部分的に変更され、1983年の民主化後再び元の形に戻るなどの変遷があったが、基本的には90年代以降の労働改革まで続くことになった。

## 2. 労働組合法・団体労働協約法

労働組合法に相当する大統領令が最初に公布されたのは1943年のことであったが、それは同年中に執行停止となっている。その後1945年10月2日に大統領令23852 ( Régimen legal de las asociaciones profesionales de trabajadores ) として布告され定着した [ Editorial La Lay 1946, 591-596 ]。同大統領令においてまず、労働組合は労働社会保障庁に登録してその認定を受け、組合法人格を取得することになっている。また、既に法人格をもった組合が存在する部門で新たに組合を設立するには、新組合の加入者が既存組合の加入者を上回ることが条件とされ、その場合既存の組合は組合法人格を失うと規定されている。この組合法人格をめぐる規定は、現行労働組合法25～31条のなかに存続している。す

なわち、現行制度では組合法人格をもつ労働組合と、一般法人格はもつが政府から労働組合法人と認定されない労働組合が存在することになる。

1953年には団体労働協約 ( Convenciones Colectivas ) に関する取り決めを定めた団体労働協約法 ( 法律14250号 ) が施行された [ Ley Núm. 14.250, ley de convenciones colectivas de trabajo ]。アルフォンシン政権期の1988年に復活された団体労働協法 ( 法律14250号 ) は、以下の点を含んでいた。交渉当事者は労働組合法人格をもつ労働組合と労働省の定めた代表制をもつ企業家団体か企業であり、締結された協約は労働省の認証を必要とし、認証された協約は同一部門、あるいは同一地域の同じカテゴリーの全労働者に効力が及び、旧協定が失効すると新協定が締結されるまで旧協定が有効であり、全国レベルの協約あるいは労働省通達は地方の既存の協約を拘束する。これらは労使協定に関する国家の強い関与、新協定が締結されるまで失効した旧協定が有効であるという労働側有利の規程、中央団体交渉が地方レベルの交渉に優先されるという中央優位の原則点に特色がある [ Fernandez Madrid and Caubet 1996, 305-320 ]。

前述した労働契約法は、正規雇用労働者に対する最低限の保護規定となっており、主として産業別の団体協約はそれを上回る内容となっている。そのため、旧協定が失効後も新協定が締結されるまで旧協定が有効との規定は、労働者側に有利な規定として産業界から改訂が求められていた。

## 3. 雇用関係柔軟化

こうした労働法の規定は、1990年代になると産業界からタイトで労働コストを押し上げ、ア

ルゼンチンの国際競争力を殺ぐものと批判されるようになった。また、大量失業が常態化するなかで、従来の労働法による雇用関係の規定は解雇コストが大きく、それは企業家にとって新規投資のリスクが大ききことを意味し、投資を停滞させるという批判も産業界からだされた。彼らは雇用を拡大させるためにも、雇用関係の柔軟化が必要であると主張していた。そのような流れの中で、メネム・ペロン党政権下の1991年雇用法、95年労働自由化法、またデ・ラ・ルーア連合政権期下の2000年労働改革法が制定され、雇用関係の柔軟化が促された。

1991年の雇用法（法律24013号）では、労働組合との合意を得ることなど一定の条件の下に6カ月から最大18カ月の期限付き雇用契約、24歳以下を対象とし1年間の期限付き若年見習い労働契約、同じく24歳以下を対象とし4カ月から2年間の期限付き若年技能形成労働契約が認められるようになった。また、同法による雇用契約は、使用者の社会保険料の一部または全額免除が規定されている。同法では、雇用契約を結ばないいわゆる闇労働契約を排除するために、闇労働契約（非登録）の労働者に対して使用者が補償金を支払う制度と、雇用契約と社会保険登録を一括して行う統一労働登録制度が制定された。さらに、同法によりアルゼンチンで初の本格的な失業保険制度が制定された [Font 1997]

1995年の労働自由化法（法律24465号）では、労働協約により試用期間の3カ月から6カ月への延長を可能とすること、パートタイム契約、40歳以上・女性・障害者等を対象とした6カ月から2年間の雇用促進契約、14歳から25歳の無職青少年を対象とした3カ月から2年間の見習

い労働契約が追加された。この労働自由化法には、1994年の政・労・資による「雇用・生産性・社会的公正に関する枠組合意」に基づき設立された委員会が、同法で新たに規定された新雇用契約の進捗状況、ならびに雇用創出の度合いを毎年評価すると規定されている [Font 1997]

こうした雇用関係柔軟化の動きは、1997年になるとメネム大統領の再々選問題の出現で方向転換することとなった。メネム大統領は1994年にそれまでの連続再選禁止を規定していた憲法を改正し、大統領任期を6年から4年に短縮して連続再選を可能とした。その結果1995年にメネム大統領は再選されたのだが、新憲法では当時第1期目に当たり次期大統領選挙にも立候補できるという理論で、メネム大統領は再々選を目指す動きを活発化させた。メネム大統領は再々選を目指すにあたって労働組合の支援を必要とし、労働総同盟とそれまでの柔軟化雇用契約を廃止し、旧団体協定が無効になってから新協定が結ばれるまで旧協定が有効との規程を廃止しないことで合意に達した [La Nación 1998年3月12日]。この合意を受けて議会では1998年に法律25013号が可決され、1991年雇用法および1995年の労働自由化法で制定された柔軟な雇用契約の多くが廃止された [Ediciones de Pais 2006, 271-272]

デ・ラ・ルーア政権による2000年労働法改革（法律25250号）では、雇用契約・団体協約に関し以下の点が改正・追加された。小企業の場合労働協約により試用期間を12カ月まで延長する。社会保険料の3分の1を減免し、また45歳以上の人・女性世帯主、24歳以下の青少年には50パーセントの社会保険料を減免し無期限雇用契約の増大を図る。新規協定が締結されるまで旧協

定が有効という規定は、労資が合意した場合に限られるようになり、現行協定は一方が破棄通知を行えば2年後に効力を失うとされた。団体交渉の分権化促進され、地域、分野、職域、企業、企業グループごとに協約が結べるとされた [Stefanescu et al. 2000]

これら労働法改革は、雇用関係の柔軟化を中心としており、無期限・全日雇用契約から多様な形態の雇用契約へ雇用形態が推移し、団体交渉も中央交渉から分権化されるようになった。しかし、こうした雇用関係柔軟化を労働者側からみると、法制的に雇用の不安定化が進んだことになり、またフォーマルセクターのインフォーマル化を進展させたとの批判も存在する。

ところが2003年に成立したキルチネル・ペロン党政権は、翌2004年にデ・ラ・ルーア連合政権の行った労働改革を法律25877号により無効とし、雇用関係柔軟化の動きに歯止めがかかることとなった。試用期間の延長はなくなり従来どおりの3カ月となった。また、デ・ラ・ルーア政権期の労働改革により廃止された団体労働協約における旧協定失効後に新協定が締結されなければ旧協定が有効との規定も復活した。ただし、改正労働協約法では労資ともに、協定に期限を設定できるとの条項は残された。

## 雇用改革と社会保障

雇用制度改革に関連して、社会保障制度の改革も実行された。まず、1991年制定の雇用法において前述した統一労働登録制度 (Sistema Unico de Registro Laboral) が制定され、雇用契約と社会保障の登録が一括してなされることになり、そこでは闇雇用契約の減少が期待された。

さらに、雇用法における雇用関係の柔軟化に対応して、アルゼンチン初の全職域を対象とした失業保険制度が導入された。失業保険の給付期間は、失業前の失業保険料納付期間により最短4カ月から最長12カ月間と定められている。支給額の水準は、全国雇用・生産性・最低賃金審議会で決定され、また4カ月ごとに15パーセント減額されるようになっている。失業保険制度の導入は、雇用関係が柔軟化することへの新たな社会保障制度の対応でもあった。

1993年には年金制度改正が行われ、付加年金部分につき希望者は民間積立方式を選択できるようになり、その場合年金基金運用会社も選択できるようになった。1997年からは医療保険も年に1回家族単位で選択可能となった。これら年金と医療保険改革の主要因は、財政問題等であるが、特に年金の民間積立方式への移行の背景には、雇用関係の柔軟化により職場を移動する可能性が高まったことへの対応という説明もなされていた [宇佐見 2003]

つぎに、雇用制度改革に直接関係した社会保障制度上の問題として、以下の諸点が指摘できる。第1に、柔軟な雇用契約においては、解雇補償金が支払われず、また失業保険にもカバーされないなど、雇用契約が失効した場合や失業した場合の所得保障がない点が指摘できる。失業保険の受給条件として、失業前3カ年のうち最低1年間の保険料支払いがあるという条項があり、柔軟な雇用契約の多くは対象外になる。

第2に柔軟な雇用契約は、雇用そのものが不安定であり、失職した場合に家族手当や医療保険を失い、また年金保険料の支払いもできなくなり、年金受給額に影響を受ける点が指摘できる。

第3に柔軟な雇用契約は、社会保険料負担の減免措置と並行して実施されている点である。1991年制定の雇用法における期限付き雇用契約に際して、雇用主の社会保険料減免措置が施された。期限付き雇用契約を締結した雇用主は、年金・家族手当・失業保険料の雇用主負担分の50パーセント減免措置が設けられている。また、1994年の労働自由化法で導入されたパートタイム雇用契約では、労資の社会保険料は労働時間に対応した額を支払い、医療保険に関しては国家が必要額を補填することとなっている。試用期間での雇用契約では雇用主と本人は医療保険料と家族手当保険料は支払わなければならないが、年金と失業保険料は支払わなくてもよい。ここでは特に、柔軟な雇用契約を結んだ労働者の年金受給額の低下が問題となろう。

最後に、民間雇用労働者の半分を占める未登録労働者を含むインフォーマルセクターの労働者は労働法上の権利もなく、また社会保険にもカバーされないという問題がある。第2次世界大戦後のアルゼンチンの社会保障制度は労働、正確に述べると正規雇用と強い連関性をもって発展してきた。しかし1990年代以降のインフォーマルセクターの拡大は、社会保険が主であったアルゼンチンの社会保障制度と雇用の現実との間に巨大な間隙が生じたことを意味している。

### 雇用と社会保障改革に関する 先行研究

アルゼンチンの雇用の実態に関する議論はきわめて活発に行われており、2005年8月にブエノスアイレス大学で開催されたアルゼンチン労働学会大会には、18セッションに226の報告書

が提出されている。それらの報告は、全てCD-ROMの中に収録されている[ASET 2005]。そのなかでは、雇用・失業、インフォーマルセクター・不安定雇用、所得分配・賃金、貧困・不平等、社会・労働政策から生産過程や企業家の戦略、ジェンダーに関するまでの実証分析や理論的問題が幅広く議論されている。また、日本においては佐野(2001)が、メネム政権のネオ・リベラル改革のなかに雇用関係柔軟化を位置づけた論文を発表している。

1990年代のネオ・リベラル経済・社会改革を政治経済学的に分析しようとするものなかで、オドネルの委任型民主主義論が当初注目を集めた。委任型民主主義論では、アルゼンチンのメネム政権もその代表として取り上げられ、公正な選挙を通じた多数者が選択した大統領が国家利益を具現化し、強力な大統領によりネオ・リベラル改革を推進するテクノクラートは、社会の様々な反対から守られるとする[O Donnell 1997, 287-304]。そこではラテンアメリカにおける民主主義の特殊性が語られていることになる。

こうしたラテンアメリカの民主主義の特殊性に関する議論の代表的なものに、ネオ・ポピュリズム論がある[出岡 2002; 松下 2004]。1980年代末からのペルー・フジモリ政権、アルゼンチン・メネム政権、ブラジル・コロール政権などでネオ・リベラル政策が採用されると、ネオ・リベラル政策とポピュリズムの関連性に関する議論がウェイランド等により提起された。そこでは伝統的ポピュリズムによる経済政策と切り離された形で、多様な大衆動員の形態、指導者と大衆の直接的結びつきがポピュリズムの戦略として定義されている[Weyland 1999, 381]。また、ロバーツは古典的ポピュリズム概念の修正

をとおして、ネオ・リベラル政策を採用する政権にも適用可能な汎用性のあるポピュリスト概念を提示している [Roberts 1995, 88-91]。こうした議論をきっかけとして、古典的ポピュリズムに対して、1980年代末から90年代にかけてネオ・リベラル政策を実行した上記政権をネオ・ポピュリズム政権と呼ぶ論者が現れてきた。しかしネオ・ポピュリズムに関する議論は、アルゼンチンを含む1990年代のネオ・リベラル社会・経済改革を推進した政権の状況をうまく説明しているものの、それ自身はネオ・リベラル社会・経済改革推進のメカニズムを説明する政治経済学的分析手法を提示した訳ではない。

こうしたネオ・ポピュリズムに関した議論に対してパニッサは、より深い制度的分析の必要性を提起している。1990年代のネオ・ポピュリズム政権によるネオ・リベラル改革に関して、アルゼンチンやペルーでは成功したが、ブラジルやエクアドルでは失敗しており、リーダーの資質を論じるのではなく、それを取り囲む制度的コンテキストを議論しなければならないとネオ・ポピュリズム論を批判する。ブラジルのコロール大統領と同じくアルゼンチンのメネム大統領も地方小州知事出身であり、国政から見るとアウトサイダーであった。それにもかかわらずメネム大統領が改革に成功した理由は、彼がペロン党の改革を志しながらも、同党の従来からの伝統的支持基盤である労働組合や低所得層との関係も保ち、同時に新たな企業家層や改革派テクノクラート等との同盟関係を構築できたことにあるとする [Panizza 2001, 176-177]。

他方、ネオ・リベラル改革を実施したメネム政権をネオ・ポピュリズムとみるレビスキーは、パニッサ同様に制度を問題とし、アルゼンチン

のペロン党における制度化の不十分性あるいは柔軟性に注目している。彼によると、ペロン党の柔軟な内部組織が、1990年代にペロン党内部の労働組合の影響力を低下させることを可能とした。労働組合以外に政権の支持基盤を拡大させるために、同党のメネム政権は国家資源を使ったパトロン-クライアント関係に基づく政党にペロン党を変容させ、それによりメネム・ペロン党政権が伝統的ポピュリズム政策から離れてネオ・リベラル政策を実行できた [Levitsky 2003, 25-26] と説明している。

一方ムリージョは、利益団体として労働組合を把握し、その利害のみから労働組合の行動を説明する方法は、ポピュリズムの遺制や制度の影響が無視されている問題があるとする。彼女は、ネオ・リベラル改革に関する制度的分析を、政府の社会的要求をコントロールする能力についての分析とコーポラティズムについての分析に分類する。しかしそうした制度的説明では、各国の労働組合の行動の差をうまく説明していないという問題点を指摘する。その上で彼女は、ラテンアメリカにおけるネオ・リベラル改革の説明には諸変数、とりわけ労働組合と政府の相互作用に注目すべきであるとの立場をとる。ここでは労働組合幹部がより長くその地位に留まることを目的に行動することを前提とし、労働組合と政権党がその置かれた競争状況の相違により、それぞれどのような行為をしたのかに注目している [Murillio 2001, 11-26]。

ムリージョによるアルゼンチンの事例分析では、メネム政権期にペロン党支持の労働総同盟は3つに分裂しており、メネム政権はよりポピュリスト的分派には譲歩せず、政権に忠実な分派には団体交渉における代表権や政権の役職を

与えるという譲歩を行った。こうした状況下で分裂した労働総同盟は、雇用関係柔軟化をはじめとするネオ・リベラル改革を防止することはできなかった。しかし、1992年に労働総同盟が統一され、すなわち政党に忠実な競争状態の労働組合から無競争状態の労働組合へ変化した。そのために労働組合の政権への従属から、協調へという関係変化を導き出したと論じている [ Murillo 2000: 2001 ]

レビスキーのコーポラティズムの組織的性格に関する問題提起は、労働・社会保障政策の変容を制度的に説明しようとする際に参考にすべきであろう。ムリージョは、ラテンアメリカのポピュリズムを国家コーポラティズムとみているが [ Murillo 2000, 186 ], それは第2次世界大戦前後に成立したポピュリスト政権には該当するであろうが、1980年代のアルフォンシン政権期のコーポラティズムは労働組合の自律性が高く、むしろヨーロッパの社会コーポラティズムとの類似性に注目すべきであろう。また、1990年代のメナム政権期のコーポラティズムはローズの競争的コーポラティズム概念の適用も考えられる [ Rhodes 2001 ]。今後の研究では、アルゼンチンにおけるコーポラティズムがどのように変容し、それがいかに雇用関係と社会保障制度の変容と関係があるのかという点に焦点を当てることが必要であると思われる。その反面、1990年代以降非正規・インフォーマルセクターの労働者が大幅に拡大したという現状もまた無視することはできない。そこでは労働組合と国家間の関係より広い視野で分析することが求められ、レビスキーも語っている政治的クライアンティズムに注目すべきであろう。

(注1) 公的雇用者のうち約9万人が分類不明となっている。

(注2) 労働省計画・労働研究局次長 Marta Novick とのインタビューによる。2006年9月28日。

## 文献リスト

### < 日本語文献 >

- 出岡直也 2002. 「ラテンアメリカ、特にアルゼンチンにおける「ネオポピュリズム」に関する一考察」『国際政治』第131号。
- 宇佐見耕一 2003. 「アルゼンチンにおける福祉国家の変容と連続」宇佐見耕一編『新興福祉国家論 アジアとラテンアメリカの比較研究』研究双書No. 531 アジア経済研究所。
- 佐野誠 2001. 「ネオ・リベラル改革、大量失業、雇用政策 アルゼンチンの事例」宇佐見耕一編『ラテンアメリカ福祉国家論序説』研究双書No.515 アジア経済研究所。
- 幡谷則子 1993. 「都市インフォーマルセクター」小池洋一・西島章次編『ラテンアメリカの経済』新評論。
- 松下洋 1997. 「新自由主義政策の政治体制へのインパクト 民営化に見るアルゼンチンの事例」小池洋一・西島章次編『市場と政府 ラテンアメリカの新たな開発枠組み』研究双書No. 482 アジア経済研究所。
2004. 「ラテンアメリカにおける古典的ポピュリズムとネオポピュリズム」南山大学ラテンアメリカ研究センター編『ラテンアメリカの諸相と展望』行路社。

### < 英語文献 >

- Levitsky, Steven 2003. *Transforming Labor-Based Parties in Latin America: Argentine Peronism in Comparative Perspective*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Murillo, M. Victoria 2001. *Labor Unions, Partisan Coalitions, and Market Reform in Latin America*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Rhodes, Martin 2001. "The Political Economy of Social



- Pacts: Competitive Corporatism and European Welfare Reform." In *The New Politics of the Welfare State*. ed. Paul Pierson. Oxford: Oxford University Press.
- Roberts, Kenneth M. 1995. "Neoliberalism and the Transformation of Populism in Latin America: The Peruvian Case." *World Politics* No.48.
- Weyland, Kurt 1999. "Neoliberal Populism in Latin America and Eastern Europe." *Comparative Politics* Vol.31, No.4.
- < スペイン語文献 >
- ASET (Asociación Argentina de Especialistas en Estudios del Trabajo) 2005. *Nuevos escenarios en el mundo del trabajo: rupturas y continuidades*. (CD-ROM) Buenos Aires: ASET.
- Barbeito, Alberto 1995. "Baja inflación, reactivación y mayor desempleo." In *Mas alla de la estabilidad, Argentina en la época de la globalización y regionalización*. ed. Pablo Bustos. Buenos Aires: Fundación Friedrich Ebert.
- Beliz, Gustavo 1988. *CGT: El otro poder*. Buenos Aires: Grupo Editorial Planeta.
- Casanova, Liliana, Emilia E. Roca and María Ester Rosas 1994. *Un análisis comparativo de los mercados de trabajo de Gran Buenos Aires, Rosario y Santa Fe entre enero de 1992 y mayo de 1993*. Buenos Aires: Trabajo presentado al congreso nacional de trabajo.
- CEPAL (Comisión Económica para América Latina y el Caribe) 2000. *Estudio económico de América Latina y el Caribe 1999-2000*. Santiago: CEPAL.
- Ediciones del País 2006. *Leyes de trabajo, Edición 2006*. Buenos Aires: Ediciones del País.
- Editorial La Ley 1946. *Anales de legislación argentina, año 1945*. 591- 596. Buenos Aires: Editorial La Ley.
1953. *Anales de legislación argentina, año 1947*. Buenos Aires: Editorial La Ley.
1954. *Anales de legislación argentina, año 1953*. 195-199. Buenos Aires: Editorial La Ley.
- Fernández Madrid, Juan Carlos and Amanda Beatriz Caubet 1996. *Leyes fundamentales del trabajo*. Buenos Aires: Joaquín Fernández Madrid Editor.
- Font, Miguel Angel 1997. *Compendio de leyes laborales*. Buenos Aires: Editorial Estudio.
- Grisolia, Julio Armando 2005. *Compendio de legislación del trabajo, Edición 2005*. Buenos Aires: Abeledo-Perrot.
- INDEC ( Instituto Nacional de Estadística y Censo ) 2001. " Encuesta permanente de hogares, Gran Buenos Aires, mayo de 2001." Buenos Aires: INDEC.
2003. " Mercado de trabajo: Principales indicadores del aglomerado Grgan Buenos Aires, mayo 2003." Buenos Aires: INDEC.
2005. " Mercado de trabajo: principales indicadores: Resultado del tercer trimestre de 2005." Buenos Aires: INEDC.
2006. " Mercado de trabajo: principales indicadores: Resultado de cuarto trimestre de 2005." Buenos Aires: INDEC.
- Krotoschin, Ernesto and Jorge A. F. Ratti 1986. *Código del trabajo anotado*. Buenos Aires: Depalma.
- Marshall, Adriana and Fernando Groisman 2005. " Sindicalización en la Argentina." Buenos Aires: ASET.
- Ministerio de Trabajo, Empleo y Seguridad Social 1994. " Acuerdo marco para el empleo, la productividad y la equidad." Buenos Aires: Ministerio de Trabajo, Empleo y Seguridad Social.
2004. *Trabajo, ocupación y empleo: Estudios 2004*. Buenos Aires: Ministerio de Trabajo, Empleo y Seguridad Social.
- Murillo, M. Victoria 2000. " Del populismo al neoliberalismo: Sindicatos y reformas de Mercado en América Latina." *Desarrollo Económico* Vol.40, No. 158.
- O'Donnell, Guillermo 1997. *Contrapunto*. Buenos Aires: Paidós.
- Panizza, Francisco 2001. " Más allá de la ' Democracia delegativa ': La vieja política y la nueva economía en América latina." In *Política e instituciones en*

